

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の5年経過見直し案

(1) 従うべき基準の参酌化

	国基準（要約）	見直し後
①	放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、児童福祉法の改正により、従うべき基準から参酌すべき基準に見直しが図られました。	現行基準どおり

(2) 独自基準

	国基準（要約）	市独自基準	見直し後
①	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。	国基準どおり ※附則において、「条例施行時（平成27年4月1日）、現存する放課後児童健全育成事業所については、当分の間、適用しない」としています。	継続

(3) 5年間で期限が到来する経過措置

	国基準（要約）	見直し後
①	放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ※附則において、「修了したもの」には、「平成32年（令和2年）3月31日までに修了予定の者も含む」としています。 ⇒ 国は「今後、延長を視野に入れる」としています。	国基準どおり

(4) 国基準の改正に対して市基準条例を改正していない規定

	国基準（要約）	見直し後
①	放課後児童支援員は、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 ※平成31年4月1日から指定都市の長も当該研修を行うことができることとなりました。	国基準どおり
②	平成31年4月1日から専門職大学等が制度化されたことに伴い、放課後児童支援員の基礎資格のうち、大学の社会福祉学等修了卒業者について所要の条文整備を行っています。	国基準どおり